

新型コロナウイルス感染症に関する情報提供（その7）

FAX 3枚

令和2年3月10日

医療機関各位

（一社）熊本市医師会

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症に関する情報提供等について

今般の新型コロナウイルス感染症について、状況や対応は日々更新されていますので、詳細につきましては、厚生労働省・日本医師会・県医師会・熊本県・市のホームページ等をご参照頂き、最新情報の入手にお努めください。

①第5回マスク配布について（医療機関限定）

熊本市等より、マスク不足で診療にお困りの医療機関用に追加のマスクの提供をいただきました。第1回～第4回マスク配布でマスクを受け取られた医療機関も、再度受け取れます。

※数には限りがあり（約200セット）、在庫が尽き次第終了となります。在庫確認は、事務局までお電話でご確認ください。

マスク配布数	1医療機関1セット（50枚）
マスク種類	普通タイプ（性能クラスレベル1）
受渡方法	受渡窓口までお越しく下さい。
受渡窓口	熊本市医師会館 事務局（熊本市中央区本荘3-3-3）
受渡期間	令和2年3月11日（水）より在庫が尽き次第終了
受付時間	平日9:00～18:00 土曜9:00～12:30（日祝は対応不可）

※今後医療機関へ提供できる見通しはございません。引き続き不足が予測される医療機関につきましては、節約等にお努めくださいますようお願いいたします。

※パッケージ印刷によると、平成26年10月納品（保存期間5年）のマスクとなりますので、予めご了承ください。

②医療用ゴーグル配布について（医療機関限定）

飛沫感染対策用のゴーグルを入手しました。つきましては、PPE（個人防護具）が不足してお困りの医療機関へ配布いたします。

※数には限りがあり（約150セット）、在庫が尽き次第終了となります。在庫確認は、事務局までお電話でご確認ください。

ゴーグル配布数	1医療機関1セット（2個）
ゴーグル種類	飛沫感染対策用
受渡方法	受渡窓口までお越しく下さい。
受渡窓口	熊本市医師会館 事務局（熊本市中央区本荘3-3-3）
受渡期間	令和2年3月11日（水）から（無くなり次第終了）
受渡時間	平日9:00～18:00 土曜9:00～12:30（日祝は対応不可）

※今後の追加供給については見通しが立っていませんので、予めご了承ください。

③風邪症状を有する外来患者への対応フローについて

熊本市医師会にて、標題のフロー（FAX3枚目）を作成しました。ご参考にご利用ください。

④新型コロナウイルス感染症に係る聴覚障がい者への遠隔手話サービスの提供について

以下の2つのセンターでスマートフォン等を活用した「遠隔手話通訳サービス事業」が実施（期間：当面3月）されます。必要に応じてご相談ください。

(1) 熊本県ろう者福祉協会 熊本聴覚障害者総合福祉センター

(日・祝・年末年始以外) 担当木下様

電話 096-383-5587 FAX096-384-5937

(2) 熊本県聴覚障害者情報提供センター（水・年末年始以外） 担当小野様

電話 096-383-5595 FAX096-385-7821

⑤熊本市における新型コロナウイルス感染症への対応について（3/6 現在）

保険適用によるPCR検査は、当面の間、帰国者・接触者外来及び、帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県が認めた医療機関で実施することとされており、当該医療機関と民間検査機関との契約等の所定の手続きが完了した後に実施されることとなります。当面、熊本市においては帰国者・接触者相談センターでPCR検査を受付ける体制に、変更はございませんのでご承知おきください。

また、帰国者・接触者外来設置医療機関（非公開）から、新型コロナウイルス感染症に関する「一般医療機関からの直接の患者紹介はお止め下さい」とのお申し入れがございましたのでご協力をお願いします。

⑥新型コロナウイルス感染症に関するご意見、ご質問等について

標記に関するご意見ご質問等、市医事務局まで FAX (096-366-3628) または、電子メール (office@city.kumamoto.med.or.jp) にて、お寄せください。

熊本市医師会ホームページ（新型コロナウイルス感染症に関する情報提供）

参照 <http://www.city.kumamoto.med.or.jp/2019corona/index.html>

令和2年度診療報酬改定に関する情報提供

開催が中止となりました3月30日診療報酬改定説明会（県立劇場）に代わり、次のホームページにて、改訂に関する資料と動画等が公開されますので、お知らせいたします。

●熊本県医師会 <http://www.kumamoto.med.or.jp/> →会員向け情報（医療保険）

●日本医師会 <https://www.med.or.jp/index.html>

→メンバーズルーム→都道府県医師会社会保険担当理事連絡協議会

●厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/douga/youtube.html>

●九州厚生局 <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyusyu/>

風邪症状を有する外来患者への対応

受付での対応

帰国者・接触者相談センターに相談する目安のチェック

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様)
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※重症化しやすい方は、この状態が2日程度続く場合

- ・高齢者 ・基礎疾患(糖尿病、心不全、COPD等呼吸器疾患)のある方
- ・透析を受けている方・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方 ・妊婦

↓ 該当あり

別室または車の中で待機

↓ 該当なし

疑似症の要件のチェック

- 【ア】発熱又は呼吸器症状(軽症の場合も含む)を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定した者と濃厚接触歴があるもの
- 【イ】37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前の14日以内に流行地域(※)に渡航歴又は居住していたもの
- 【ウ】37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前の14日以内に流行地域(※)に渡航歴又は居住していた者と濃厚接触歴があるもの

※流行地域：中国湖北省・浙江省、韓国大邱広域市・慶尚北道清道部
(R2.2.29現在)

↓ 該当なし

通常の風邪の診療

- ・診察
- ・胸写
- ・血液検査 など
- ・風邪の処方
- ・定期の治療、処方

疑似症の追加要件のチェックが必要な場合

疑似症の追加要件(令和2年2月27日)のチェック

- 【エ】発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせる様な症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することが出来ないと判断し、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの
- ① 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる(特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する)
- ② 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる
- ③ 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う

↓ 該当あり

相談センターへの連絡

096-364-3222
096-372-0705

診察終了

該当あり